

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

マイナ保険証への移行に伴う今後の各種事務手続き等について（依頼）

令和 5 年 12 月 27 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、令和 6 年 12 月 2 日から、マイナ保険証（健康保険証として利用するための登録をしたマイナナンバーカード。以下同じ。）を基本とする制度に移行します。これに伴う令和 6 年 12 月 2 日以降の組合員証及び被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の取扱いについては、令和 6 年 9 月 27 日付け公共鹿第 596 号において、後日改めて通知することとしていましたが、今後の各種事務手続き等については、下記のとおりとなりますので、貴所属職員に周知して下さるようお願いいたします。

記

1 交付済みの組合員証等について

令和 6 年 12 月 1 日以前に交付された組合員証等については、最長で令和 7 年 12 月 1 日まで（令和 7 年 12 月 1 日以前の有効期限が記載されている場合は当該期限まで）使用することが可能です。

また、これまでどおり、組合員資格を喪失したとき及び後期高齢者医療の被保険者等となったとき等は、資格喪失届書等と併せて、組合員証等を返納してください。

2 「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」について（別紙 1 参照）

令和 6 年 12 月 2 日以降の新たな組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）については、組合員証等は発行されません。

また、交付済みの組合員証等についても、記載事項変更や紛失等による再発行ありません。

(1) 資格確認書

マイナナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の利用登録を行っていない方等には、現行の組合員証等に代えて「資格確認書」を交付します。必要な場合は、資格取得届書等提出時に用紙の発行要否欄にチェックを入れて提出してください。

なお、現在、組合員証等が交付されている組合員等については、組合員証等が使用可能な間は「資格確認書」は交付しません。

※ 組合員証等をお持ちの方でマイナ保険証を保有していない方については、令和 7 年 12 月 2 日までに「資格確認書」を交付しますが、交付の時期は改めてお知らせします。

(2) 資格情報のお知らせ

資格取得届書等提出後、被保険者情報のデータ登録（加入者情報等登録）が完了し、マイナ保険証が利用できる状態になりましたら、被保険者情報（組合員等記号・番号、保険者名等）を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を交付します。

なお、マイナ保険証に対応していない医療機関等を受診する際にマイナ保険証と併せて提示するもので、「資格情報のお知らせ」のみで受診することはできません。

また、令和6年10月に送付した「資格情報のお知らせ（加入者情報）」で送付対象とならなかった方や、送付後、令和6年12月1日までの間に新たに資格取得した方、前回送付時から組合員等記号・番号又は負担割合が変更になった方等については、令和6年12月2日以降「資格情報のお知らせ」を交付予定です。

対象者	配布状況等
令和6年6月20日までに加入者情報等登録が完了したもの	個人番号下4桁を含む「資格情報のお知らせ（加入者情報）」を配布済み（令和6年10月）
6月20日から12月1日までに加入者情報等登録が完了したもの	12月2日以降、順次発送 ※ 個人番号下4桁の記載はありません。
令和6年12月2日以降の新規加入者	12月2日以降、加入者情報等登録が完了し、マイナ保険証が利用できるようになった場合に送付
70歳以上の方で自己負担割合が変更になる者	

3 令和6年12月2日以降の各種届出等について（別紙2参照）

組合員資格取得などの各種届出等の手続きについては、従来どおり当支部への提出が必要です。マイナ保険証を保有していない方で、「資格確認書」の発行が必要な場合は、資格取得届書等の発行要否欄にチェックを入れてください。

4 その他各証に係る取扱いについて

(1) 高齢受給者証

マイナ保険証を保有している方には、マイナ保険証で負担割合が確認できることから原則として交付しません。マイナ保険証を保有していない方には、引き続き交付しますが、負担割合が記載されている「資格確認書」を交付されている場合は交付しません。

(2) 限度額適用認定証

マイナ保険証を保有している方は、マイナ保険証で所得区分が確認できることから手続きは不要ですが、マイナ保険証を保有していない方や限度額適用認定証が必要な方は、従来どおり申請してください。

(3) 限度額適用・標準負担額減額認定証（※）、特定疾病療養受療証

マイナ保険証の保有の有無に関わらず、従来どおり申請が必要です。

マイナ保険証を保有していない方には、各証を交付します。マイナ保険証を保有している方には、マイナ保険証で所得区分が確認できることから原則として交付しません。

（※）市町村民税が非課税の場合は、申請書と併せて療養を受けた月の属する年度（療養を受けた月が4月～7月までの場合は前年度）の課税証明書を必ず添付して提出してください。

5 加入者情報等登録完了までの期間について（別紙3参照）

所属所から資格取得届書等が提出されてから、マイナ保険証が利用できる状態になるまでに要する期間の目安は、約10～20日（週休日等を除く。）です。別紙3にて組合員等に回覧や配布するなどして周知をお願いします。

6 マイナンバーカードの健康保険証利用登録について

医療機関等で保険診療を受ける際は、マイナ保険証が基本となります。マイナンバーカードを持っても、ご自身で健康保険証としての利用登録をしていないとマイナンバーカードを健康保険証として利用することはできません。マイナ保険証の登録をされていない方はお早めにご登録ください。

※ 利用登録方法は次のとおりです。

(利用登録状況については、マイナポータルで確認をお願いします。)

- ・ マイナポータル「登録状況の確認」から登録
- ・ 医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーにて登録
- ・ セブン銀行のＡＴＭで登録

問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部
(鹿児島県教育庁総務福利課内)
年金給付係

TEL：０９９－２８６－５２２０
(直通)

(別紙1)

区 分	資格確認書	資格情報のお知らせ
交 付 対 象	① マイナンバーカード紛失者、更新中の者 ② マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者 ③ マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者 ④ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証としての利用登録を行っていない者、利用登録の解除を申請した者、利用登録解除者 ⑤ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者 等	マイナ保険証の保有の有無に関わらず、全ての組合員及び被扶養者
交 付 申 請	・上記交付対象の①及び②の者 ⇒ 「資格確認書（再）交付申請書」（整理番号8－1）により申請 ・上記交付対象の③～⑤の者 ⇒ 申請不要（職権交付） ※ <u>新規加入者については、①～⑤について、資格取得届や被扶養者認定申告書の「発行要否欄」にチェックを入れることにより申請</u> （用紙の改定については別紙2のとおり）	申請不要 ※ 新規加入者については、資格取得届書等提出により当支部での加入者情報等登録完了後に交付 ※ <u>マイナ保険証保有の場合、加入者情報等登録完了後からマイナ保険証の利用が可能</u>
有 効 期 限	最大5年	なし（資格喪失等をした場合は無効）
返 納	・資格喪失等の場合 ⇒ 返納が必要 ・有効期限経過時 ⇒ 返納不要（個人情報を含むため組合員自身で適切に破棄）	返納不要（個人情報を含むため組合員自身で適切に破棄）
再 交 付 申 請	<u>「資格確認書（再）交付申請書」（整理番号8－1）により申請</u>	<u>「資格情報のお知らせ再交付申請書」（整理番号8－2）により申請</u> ※ マイナポータルで資格情報を確認できる場合、再交付しません。 ※ 組合員等記号・番号、保険者番号、保険者名又は負担割合（70歳以上の者に限る。）のいずれかに変更が生じた場合は職権で再交付
形 状	白緑色・上質紙（特厚口） 現行の限度額適用認定証等と同じサイズ	白色・普通紙・A4サイズ

(別紙2)

※ 太字は今回変更

手続きの種類	提出書類	留意事項等	交 付	
			マイナ保険証保有	マイナ保険証未保有
組合員資格取得	一般組合員資格取得・転入届書【改定】 短期組合員資格取得届【改定】	「資格確認書」発行要否欄追加	資格情報のお知らせ	資格情報のお知らせ 資格確認書（該当者のみ）
被扶養者認定	被扶養者認定（取消）申告書【改定】			
組合員資格喪失	一般組合員資格喪失届書，短期組合員退職届書 ※「組合員証等」又は「資格確認書」添付	紛失時は「組合員証等滅失届」提出	資格喪失証明書（希望者のみ）	資格喪失証明書（希望者のみ）
被扶養者取消	被扶養者認定（取消）申告書【改定】 ※「被扶養者証」又は「資格確認書」添付		資格喪失証明書	資格喪失証明書
住所変更	住所変更届	変更があった場合に提出	—	—
記載事項変更	組合員証等記載事項等変更申告書 資格確認書（再）交付申請書【新設】 ※「組合員証等」又は「資格確認書」添付	資格確認書（再）交付申請書は，マイナ保険証未保有の場合のみ提出	資格情報のお知らせ	資格確認書
資格確認書滅失	組合員証等滅失届	マイナ保険証保有の場合	—	資格確認書
資格確認書再交付	資格確認書（再）交付申請書【新設】	マイナ保険証未保有の場合		
組合員証等滅失 資格確認書交付	組合員証等滅失届 資格確認書（再）交付申請書【新設】	資格確認書（再）交付申請書は，マイナ保険証未保有の場合のみ提出		

※ マイナ保険証を保有している場合，資格確認書は交付しません。

○ 申請書等用紙新設等 (R6. 12. 2 以降申請から適用)

新設する申請書等用紙

整理番号	用 紙 名
8－1	資格確認書（再）交付申請書
8－2	資格情報のお知らせ再交付申請書 ※「資格情報のお知らせ再交付申請書」（R6. 9. 27 新設，整理番号なし）の用紙は廃止

改定する申請書等用紙

整理番号	用紙名	主な変更内容
2	一般組合員資格取得・転入届書	資格確認書発行要否欄追加
2－1	短期組合員資格取得届	同上
1 0	被扶養者認定（取消）申告書	同上
1 8	任意継続組合員申出書（年度途中退職者用）	資格確認書発行要否欄追加，整理番号の付与

※ 申請書等用紙については，共済組合鹿児島支部のホームページに掲載しています。

～新しく採用された方や被扶養者認定申告書を提出される皆様へ～
マイナンバーの提出（個人番号申告書の提出）をお願いします

加入者情報等登録完了までの期間

所属所から当支部に資格取得届書等が提出されてから、被保険者情報のデータ登録（加入者情報等登録）が完了し、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになるまでの期間の目安は、約 10～20 日（週休日等を除く。）です。※繁忙期を除く。

- ※ 上記の期間は、資格取得等に必要な書類が全て揃っており、資格取得届書等に氏名・生年月日・性別・住所・マイナンバー等が正確に記入されている場合の目安となります。
必要書類が揃っていない場合、記載内容に不備や誤りがある場合、記載されたマイナンバーが正しくない場合などは上記より時間を要します。
- ※ 当支部での加入者情報等登録作業が完了してからでないと、マイナンバーカードを保険証として利用することはできません。
- ※ 加入者情報等登録完了後、当支部から「資格情報のお知らせ」を交付します。

加入者情報等登録完了の確認方法

～医療機関等を受診する前にマイナンバーカードを保険証として利用できるか確認しましょう～

マイナンバーカードを保険証として利用できるようになっているかどうかは、下記の方法で確認できます。

- ① マイナポータルにログインし、「最新の健康保険証情報の確認」から確認する。

健康保険証

スマートフォンでの健康保険証の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



1.ログイン

マイナポータルにログインします。



2.注目の情報

ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。



3.健康保険証情報

健康保険証情報のページが表示されます。ページの中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。

②共済組合から届いた「資格情報のお知らせ」で確認する。

- ※ 加入者情報等の登録が完了したら、当支部から「資格情報のお知らせ」を送付します。
「資格情報のお知らせ」が届いた方は、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。（注）

資格情報のお知らせ			
令和〇年〇月〇日発行			
(保険者名)			
(保険者番号)			
記号 000	番号	00000000	(枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
負担割合	3割		
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です			

（注）マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、ご自身でマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていただく必要があります。登録は、マイナポータルやセブン銀行 ATM、医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。共済組合への資格取得届書等の提出のみで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになるわけではありませんのでご注意ください。

共済組合からのお願い

- ・ 加入者情報等登録においては、資格取得届書等に記載の氏名・生年月日・性別・住所をもとに登録を行っていますが、記載内容に不備や誤り等がある場合、登録完了までに時間を要することになります。
- ・ 資格取得届書等には、正確な情報を記載してください。特に、**住所については住民票上の住所を住民票の表記どおりに記載してください。**

【記載例】

住民票に記載の住所が「鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 共済マンション 101 号室」である場合

（誤）鹿児島市鴨池新町 10-1-101, 鹿児島市鴨池新町 10-1 101 号室

（正）鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 共済マンション 101 号室

※ アパートやマンション名も略せず住民票どおり正確に記載してください。

- ・ 個人番号申告書（整理番号 7）は必ず添付してください。
- ・ マイナンバーカードにより医療機関等を受診する場合、必ず受診前にマイナポータルにアクセスし、ご自身の情報を確認してください。